

薬剤部門システム調達仕様書

1. はじめに

本仕様書は、市立ひらかた病院において使用している薬剤部門システムが老朽化していることから、更新のために必要となるソフトウェア、ハードウェアを調達するにあたり必要な事項を定めるものである。

2. 納期

令和8年12月31日まで

引き渡しについては、電子カルテの稼働切り替え日と同日とし、別途、発注者と協議の上、日程を決定する。

ただし、研修、引継ぎ等の作業については、令和8年9月末まで行えるようにすること。

3. 支払い方法

完了払い 1回

4. 調達内容・条件

(1) 調達システム

1	調剤支援システム
2	処方チェックシステム（処方監査システム）
3	抗がん剤管理システム（レジメン監査システム）
4	病棟作業報告システム
5	薬剤管理指導支援システム
6	薬品物品管理システム
7	医薬品情報検索システム

(2) 調達条件

既存ライセンスの利用：既設のライセンス等は使用可能であること。

操作端末：本院が用意・調達するため、調達不要

サーバ：本院が用意する仮想サーバを利用すること

ただし、仮想サーバを使用できない場合は、サーバ等の機器の設置及び

ネットワーク追加が必要な場合の経費等の一切は応札額に含むこと。

その他調達機器：別紙「調達機器一覧」のとおり

O S :原則 WindowsServer2022 以上で動作可能であること。

WindowsServer2025 で動作が可能な場合は、2025 で動作させること。

WindowsOS 以外で動作させる場合は、少なくとも 2031 年 10 月まではサポート期限があるサーバO S を調達すること。

なお、仮想サーバで導入する場合であって、WindowsServer2025 及びダウングレード版の 2022 を利用する場合に限り、発注者でライセンスを用意する。

その他の場合は、応札金額に含むものとする。

(3) 機能条件

- 調達システムは、別紙に記載のある仕様を満たすものであること。
- HIS（富士通 Japan 社制、製品名：HopeLifemark-HX）に接続し、データを送受信する機能
- 共通端末及び専用端末に対して、システムが円滑に利用できるようセットアップを行うこと。
- 接続機器一覧にある機器への接続は本調達に含むこと

(4) ウイルス対策ソフト等

- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、発注者が指定するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）を導入すること。アカウント資源については、発注者が用意する。
- 仮想サーバを利用する場合であって、WindowsOS を利用する場合は、引き渡し時にウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）をインストールして引き渡しを行う。それ以外のOS の場合は受注者がインストール作業を行うこと。また、発注者が用意するウイルス対策ソフト（Canon ESET PROTECT Entry）で動作ができない場合は、2031 年 10 月まで動作できるようウイルス対策ソフトを購入するものとし、ウイルス対策ソフトの定義ファイルの更新作業を保守作業にて受託できる必要がある。
- システムを利用する端末について、専用端末を利用する場合は、必要に応じて、指定するソフトについて発注者から資源提供を受けインストールすること。

(5) 保守・保証

- 稼働後から令和 9 年 3 月 31 日までの間の保守・保証期間の費用を含むこと。
- 本契約締結後、速やかに本契約の内訳として、当該保守費用の月額単価を示すものとし、令和 9 年 4 月 1 日以降の保守契約の請負金額については、本契約における保守相当分の金額の単価と同額とし、保守契約金額の変更は物価・人件費のインフレーション及び消費税等のやむを得ない事情によるものを除き認めない。
- 初期不良対応等で、令和 9 年 3 月 31 日までの保守費用が必要ない場合は、該当の機器等の金額の 20% までを以後の保守契約における 1 年間の上限とする。
- 迅速なサポート体制を実現するため、不具合発生時に 2 時間以内に初期対応を行える事業者であること。
- 発注者が用意するリモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）を利用しない場合であって、リモート接続による保守体制を構築する場合は、専用

回線を受注者の責任において敷設するものとし、その費用は、応札額に含めること。

- 操作マニュアルは全ての機器について、日本語版を有すること。

(6) その他

- 導入システムと既存システムとの差異の説明資料の提供を行うこと。
- 必要に応じて、稼働日（切り替え日）には立ち合いを行うこと。
- 機器の更新により不要となった従前の機器については、受注者が撤去すること。個人を特定できる情報が記録されている機器については、病院内で論理消去後に物理破壊を行い、発注者の確認を得た上で処分すること。この費用は調達費用に含むものとする。
- 必要に応じて進捗及び課題、懸案事項等について協議を実施すること。

5. 導入作業

- 導入作業時におけるシステム及びネットワークの停止は、最小限の範囲とすること。
- 導入作業後の動作確認は、受発注両者で実施すること。

6 作業場所等

- 発注者の施設内に用意する端末を利用する。リモート接続の環境（サービス名：富士通製 Tunakuro サービス）利用した端末を用意する。当該端末については、他の部門システムベンダーと共に用意するため、調整の上、利用すること。
別途、専用の開発端末が必要な場合は、発注者で用意するものとし、セキュリティ対策等については、受注者と協議する。
- 作業実施にあたっては、診療に影響のないよう、事前に協議を行い、発注者の許可を受け作業を行うこと。

7. 提出書類

本業務完了後の提出資料は以下のとおりとし、電子媒体で提出すること。

ただし、研修に必要な資料等がある場合は、紙媒体で用意すること。

- 更新した機器の一覧（移行完了後のもの）
- 機器の I P アドレス一覧（移行完了後のもの）
- その他、運用上必要なマニュアル・手順書

8. 知的所有権等

- 受注者は、本システムの構築にあたって発生する権利、所有権、著作権、及び使用権が本システムの稼動を妨げることのないよう必要な措置を行うものとする。ただし、製作、改修のための著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。

と。

- ・ ソフトウェアの製作、改修に関連し発生した著作権使用に関する問題は全て受注者において処理すること。
- ・ 納入される成果物及び開発・製作されたプログラムに第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、発注者が使用するために必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続きを行うこと。この場合、受注者は、当該契約等の内容について事前に発注者の承諾を得ることとし、発注者は既存著作物等について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- ・ 本契約により、パッケージ部分を除き独自に開発したプログラム、ソースコードの所有権、著作権は発注者及び受注者双方にあること。また、そのプログラムに関するソースコードは発注者に書面及び電子媒体にて開示すること。
- ・ 受注者と発注者が有する権利は、著作権法第27条（翻訳権・翻訳権等）、同第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の権利を含むものとする。

9. 個人情報保護等

- ・ 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「枚方市情報セキュリティポリシー」等各種関係法令を遵守しなければならない。
- ・ 受注者は、別紙に示す「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守し、秘密の保持に関する「誓約書」についても作成すること。
- ・ 受注者は、提供資料の盗難、毀損又は汚損が生じた場合、又は漏洩、滅失、紛失等の事故が発生した場合、直ちにその状況を本市に報告し、受注者の責任において本業務遂行における支障を解決しなければならない。また、事故への対応後、受注者は速やかに報告書を本市へ提出しなければならない。
- ・ 受注者は、以上の事項に違反して本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 発注者は受注者に対し、本仕様に定める事項に違反した場合には、本契約を解除できることとし、契約が解除された場合、受注者は本市から提供されたデータ及び資料を遅滞なく返還すること。

10. 委託の禁止

- ・ 受注者は本調達にあたり、債務の一部を他者に委託する場合はあらかじめ、発注者に申請を行い、承認を得なければならない。
- ・ 前項では再委託の場合も同様とする。
- ・ 前2項で承認依頼をした場合は、個人情報保護に関する事項を受注者の責任により遵守させるとともに、誓約書を徴取し、受注者に提出しなければならない。

11. 記載外事項・疑義

- 仕様書に記載のない事項は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、都度協議し、発注者の決定により対応すること。
- やむを得ない事情により、仕様の変更が必要な場合は、予め発注者へ申し出の上、承認を得てから行うこと。

12. 担当部署連絡先

〒573-1197

大阪府 枚方市 禁野本町2丁目14番1号

市立ひらかた病院 事務局 医事課

電話：072-847-2821（代表）

FAX：072-849-2174（直通）

個人情報の保護に関する特記仕様書

受注者は、個人情報の保護に関する法律第23条および第25条の規定に基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者が保有する個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

(作業従事者等の明確化)

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職、作業の内容、取り扱う個人情報の項目等の事項を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、個人情報の保護に関する法律及びこの特記仕様書に則して適正に業務の処理に当たらなければならない。

(教育研修及び指導監督)

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、保護責任者及び作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならぬ。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報その他業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

(取扱区域等)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めるとともに、取扱区域の範囲及び立入規制、防犯対策等の安全管理の措置を、書面により、業務の着手前に発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に立ち入る者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報となる情報を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（業務を処理する過程で作成したものと含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、記録媒体の物理的な破壊その他の当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、当該受注者の機器内の個人情報等についての次に掲げる事項を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

- (1) 内容
- (2) 記録媒体の種類及び数量
- (3) 情報消去等の方法及び実施予定日

- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(再委託)

第11条 受注者は、発注者の許諾ある場合を除き、個人情報の取扱いに関する責務を第三者に委任してはならない。

2 受注者は、再委任（再委任先が受注者の会社法第2条第1項第3号に規定する子会社である場合を含む。以下同じ。）の許諾得ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委任を行う業務の内容
- (2) 再委任先が取り扱う個人情報の項目
- (3) 再委任の期間
- (4) 再委任が必要な理由
- (5) 再委任先の名称、代表者、所在地及び連絡先
- (6) 再委任先における個人情報の安全管理の体制
- (7) 再委任先に対して求める個人情報の保護のための措置の内容
- (8) 再委任先を監督する方法

3 再委任の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委任に課すものでなければならない。

4 受注者は、再委任先が前項の義務を履行することができることを確認した後でなければ、第2項の書面を発注者に提出することができない。

5 受注者は、再委任先による個人情報の取扱いについて、再委任の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。

6 受注者は、再委任の契約において、再委任先に対する監督及び再委任先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。

7 受注者は、再委任先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

8 前7項の規定は、再委任先が個人情報の取扱いを第三者にする場合について準用する。以後さらに個人情報の取扱いを第三者にする場合も、同様とする。

(発注者の検査等への応諾義務等)

第12条 発注者は、業務に関する個人情報の取扱いについて、この仕様書に基づき必要な措置が講じられているかどうか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は実地の検査を行うことができる。

2 受注者は、前項の検査の受け入れ又は報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

3 受注者が個人情報の取扱いの全部又は一部を再委任したときは、発注者は、第1項の措置を自ら実施し、又は受注者に実施させることができる。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約約款による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受注者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

誓 約 書 (保護責任者用)

枚方市病院事業管理者

様

年 月 日

商号または名称 _____

所 属 ・ 部 署 _____

フ リ ガ ナ

氏 名 _____ 印

私は、薬剤部門システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

- 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めを遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
- 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても、同様とすること。
- 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、発注者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
- 本業務に係る個人情報を発注者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
- 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
- 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに発注者にその発生状況等を報告し、発注者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく発注者に報告すること。
- 保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所 在 地 _____

商号または名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

誓 約 書（作業従事者用）

商号または名称 _____

代表者職氏名 _____

年 月 日

所 属 ・ 部 署 _____

フ リ ガ ナ

氏 名 _____ 印

私は、薬剤部門システム調達（以下、「本契約」という。）における作業（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

- 個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び個人情報の保護に関する特記仕様書その他の本契約における取り決めを遵守し、誠実に本業務を遂行すること。
- 本業務を行う上で知り得た個人情報（以下「本業務に係る個人情報」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とすること。
- 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写し、又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
- 本業務に係る個人情報を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
- 本業務に係る個人情報を取扱区域から持ち出すときは、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
- 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。

調達機器一覧

項目番	品名・型番	数量	備考
1	①調剤支援システム		
2	調剤支援クライアント端末 デスクトップ型	6台	発注者支給
3	錠剤一包化監査装置MDM制御端末	1台	
4	散薬・水薬監査端末（タッチパネルPC・チケットプリンタ）	2台	
5	薬袋発行プリンタ	3台	
6	注射ラベルプリンタ	1台	
7	注射箋発行プリンタ モノクロ	1台	発注者支給
8	(周辺機器) PCモニタ21.5型ワイド 223V7QJAW/11	5台	
9	(周辺機器) PCタッチパネルモニタ EL019.5インチ	1台	
10	(周辺機器) バーコードリーダー Magellan 1500i USB	3台	
11	(周辺機器) 電子天秤 EK-320IR (RS-232C)	2台	
12	(周辺機器) LAN・HUB・PC切替器等	1台	
13	③注射薬混注監査システム		
14	システム制御端末 PRIMERGY TX1320 M5	1台	
15	システムクライアント	2台	
16	最終監査用端末ノート型 VersaPro VKT44/X-F	1台	
17	(周辺機器) PCモニタ21.5型ワイド 223V7QJAW/11	1台	
18	(周辺機器) バーコードリーダー Magellan 1500i USB	1台	
19	④医薬品在庫管理システムK1-CUBE		
20	制御クライアント デスクトップ型	4台	発注者支給
21	バーコードリーダー BT-1550	5台	
22	ラベルプリンタHC4-LX TT 203	2台	
23	有線バーコードリーダー	5台	
24	⑤麻薬管理システム		
25	麻薬管理端末	1台	発注者支給
26	麻薬管理用プリンタ モノクロ2段増設	1台	発注者支給
27	(周辺機器) PCモニタ21.5型ワイド 223V7QJAW/11	1台	
28	⑥薬剤管理指導システム		
29	服薬指導端末 デスクトップ型	1台	発注者支給
30	(周辺機器) PCモニタ21.5型ワイド 223V7QJAW/11	1台	
31	⑧注射薬最終監査・計数調剤システムF-series		
32	計数制御端末 PRIMERGY TX1320 M5	1台	
33	⑩投薬表示システム		
34	制御端末 ESPRIMO D7012/M Win11	1台	
35	投薬表示モニタ32型	1台	
36	投薬表示装置用AppleTV（第7世代）	1台	
37	画面表示用 i-padmini	1台	

接続機器一覧

名称	種別	台数	接続先システム
全自動錠剤分包機Xana-2040EU	機器	1	調剤支援システム
一包化監査装置MDM	機器	1	調剤支援システム
全自动散薬分包機io-9090Win	機器	2	調剤支援システム
注射薬自動払い出し装置UNIPUL4000	機器	1	調剤支援システム

薬剤部門システム機能一覧

1	調剤支援システム
1-1	仮想サーバにインストールする事が可能であること。
1-2	サーバーシステムを利用し、調剤支援システムとその他システムとの連携のため、データ情報交換ができること。
1-3	下記の既設の外部接続機器とオンライン接続が可能であること。接続が不可能な場合は、下記機器と同等の機能を有する製品を導入費用に含めること。 全自動散葉分包機io-9090Win、全自動錠剤分包機Xana-2040EU、注射薬自動払出装置UNIPUL4000（株）トーショー製
1-4	解析機能は、電子カルテシステムから受け取った処方情報をもとに、薬剤部の調剤内規にそった解析を自動で行うことができ、調剤機器・その他システム、と連携を行えるシステムであること。
1-5	オーダーされない処方（院内製剤、予製包装）の作成のために、処方の手入力モードを搭載していること。
1-6	帳票発行機能
1-6-1	調剤支援システムで発行される帳票類について、プリンターへの出力先指示、発行指示、履歴、印字レイアウトなどを管理すること。
1-6-2	処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書などの出力管理ができること。
1-6-3	GS1データバー・二次元バーコードなどの印字に対応していること。
1-6-4	プリンターに障害が発生して利用ができない場合、他プリンターへの切替えができること。
1-6-5	処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書、などの印字内容は、希望レイアウトで出力管理できること。
1-6-6	処方箋、薬袋、水剤外用ラベル、お薬手帳ラベル、薬剤情報提供書、などの帳票は、それぞれ5種以上のレイアウトを持ち、発行の選択がされること。
1-7	散葉監査機能
1-7-1	散葉監査システムは、散葉や錠剤粉碎の処方データを画面に表示し、音声でもガイドすることで安全に秤量・監査支援できるシステムであること。
1-7-2	散葉ビンのバーコードもしくは薬品のGS1データバーを利用して、調剤する薬品を認識できること。
1-7-3	散葉ビンに薬品を補充する際、GS1データバーで薬品をチェックできること。
1-7-4	薬品を充填する際の作業者、日時、充填内容を記録し、履歴を確認できること。
1-8	水薬監査機能
1-8-1	水剤監査システムは、水剤及び外用混合指示により、水剤、外用調剤のある処方データを取り込んで、システム画面に表示させ、水剤調剤・外用調剤を視覚化・音声化することによって、安心安全に調剤できるようにした、支援システムであること。
1-8-2	薬剤認識は、水剤、外用薬品のGS1データバーを利用して、調剤する薬品の認識できること。
1-8-3	水剤・外用監査システムは、音声（日本語もしくは英語）で薬品名を読み上げできること。
1-8-4	秤量完了時に、サーマルプリンターで監査内容が印字され、実測値データは監査記録として保存できること。
1-9	医薬品データベース
1-9-1	医薬品データベースは医薬品添付文書情報を基とし、薬品名、製薬会社、剤形、薬効分類コード、成分、治療薬分類、投与日数、適応症、禁忌症などをデータ搭載し様々なシステムによって利用・活用できること。
1-9-2	本データベースは、薬学的処方薬に関する総合的なチェックが行えるデータベースであり、処方チェックシステム・医薬品情報検索システム・処方解析システム・注射解析システム・服薬指導支援システムなどの医薬品データベースとして活用できること。
1-9-3	医薬品20,000薬品以上、OTC薬品15,000薬品以上の医薬品データベースを収載していること。
1-9-4	添付文書以外のデータとして、薬価、先発後発、薬品画像、薬品刻印、メーカー情報などをもち、データベースとして構成されていること。
1-9-5	相互作用データは、併用禁忌・原則併用禁忌・慎重投与・併用注意のレベルに区分したデータベースであること。
1-9-6	常用量データは、年齢別、体重別、体表面積別の常用量データを区別したデータベースであること。
1-9-7	薬価基準収載医薬品（内服・外用・注射）約20,000品目中、添付文書入手済みの薬剤を対象に薬剤情報提供文書データが収載されていること。
1-9-8	薬剤情報提供文書データには、英語文書が収載されていること。
1-9-9	契約形態は年間12回にて、データベース更新サービスが提供できること。
1-9-10	医薬品データベースは、導入会社の提供する医薬品検索システム、処方チェックシステムのDBとして共用利用され、医薬品検索システム、処方チェックシステムは、病院情報システムで利用できること。

1-10	麻薬管理機能
1-10-1	伝票で払出、使用された特定薬剤を薬剤科で手入力できるシステムであること。
1-10-2	納入業者より麻薬を譲り受けた年月日、購入先の麻薬卸業者の名称、製造番号及び譲受数量が記憶でき、尚且つ印刷もできること。
1-10-3	納品完了時にはロット番号を入力し、そのまま麻薬管理簿の購入データとして取り込める事。
1-10-4	電子カルテシステムからの依頼データを元に一覧から選択し、払出入力ができる事。
1-10-5	提出用帳票は以下のものが作成・出力できること。 ●麻薬廃棄届 ●麻薬事故届 ●調剤済麻薬廃棄届 ●麻薬年間報告書 ●麻薬管理簿
1-10-6	一般帳票として以下の作成・出力ができること。 ●薬品別麻薬管理簿 ●患者別投与麻薬一覧表 ●調剤・払出・返却在庫一覧表(日次・月次・年次) ●在庫管理年間表 ●麻薬譲受書
1-10-7	以下の一覧表が自動で作成できること。 ●調剤済麻薬一覧 ●麻薬一覧 ●麻薬事故一覧 ●譲受一覧 ●残高一覧 など
1-11	調剤機器接続機能
1-11-1	別紙「調剤機器一覧」の機会に接続ができる事。ただし、接続する機器については、変更があった場合も対応できること。変更した場合の費用は本調達には含めない。
2	処方チェックシステム(処方監査システム)
2-1	処方チェックシステムは、OTC医薬品を含む医薬品データベースをもとに電子カルテからの処方オーダーに対して、薬品の重複投与や相互作用の回避のための処方監査や、副作用歴や既往歴に基づく様々な処方監査が行えるシステムであること。
2-2	処方チェックシステムは、電子カルテが一次チェック、薬剤部が二次チェックとして処方チェックシステムを利用し、一次チェック側と二次チェック側は連携させて利用できること。
2-3	サーバーに蓄積された薬歴や患者情報をもとに、処方オーダーおよび注射オーダーを含めた処方チェックできること。
2-4	相互作用チェックは、添付文書に記載のある相互作用の情報を元に処方チェックができ、チェック結果は、下記項目を表示できること。 ●併用薬剤名 ●指示 ●臨床症状 ●作用機序
2-5	配合変化チェックは、インタビューフォームに記載のある配合変化の情報を元に処方チェックができ、チェック結果には下記項目を表示できること。 ●配合薬剤 ●総合判定 ●外観変化有り ●試験方法 ●配合方法 ●参考文献 など
2-6	投与日数制限チェックは、投与日数に上限が設けられている医薬品(厚生労働省告示第97号)の処方チェックできること。
2-7	登録された患者状態を利用して、以下の項目の処方チェックできること。 ●投与年齢チェック ●妊娠・授乳婦チェック ●病態-医薬品投与チェック ●適応病名チェック ●医薬品アレルギーチェック ●飲食物・添加物アレルギーチェック ●異常検査値チェック ●処置行為チェック
2-8	投与年齢チェックは、年齢による注意情報の記載がある薬品に対して、下記の4段階のレベル設定で処方チェックできること。 ●投与禁忌 ●原則投与禁忌 ●有益性投与 ●慎重投与
2-9	医薬品アレルギーチェックは、患者の医薬品アレルギーと、処方された薬品に対して、下記の10項目の出力区分の設定で処方チェックできること。 ●同一薬品 ●同一成分 ●配合剤成分 ●プロドラッグ成分 ●溶解液 ●添加物 ●類似成分 ●類薬 ●類似系統薬 ●類似薬効薬
2-10	飲食物・添加物アレルギーチェックは、患者の持つ飲食物・添加物アレルギーと処方された薬品に対して、下記の3段階で処方チェック結果を示せること。 ●投与禁忌 ●原則投与禁忌 ●慎重投与
2-11	病態-医薬品投与チェックは、患者の病名情報と、処方された薬品に対して下記の3段階で処方チェック結果を示せること。また、患者の病名情報から疑い病名であるかを考慮したチェックできること。 ●投与禁止 ●原則投与禁忌 ●慎重投与
3	抗がん剤管理システム(レジメン監査システム)

3-1	患者ごとに抗がん剤投与歴を把握できるシステムとして、基本レジメンを登録し、患者の抗がん剤投与歴カレンダーに、当てはめることのできるシステムであること。
3-2	<p>レジメンの登録が、下記項目で登録できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●分類（症例）コード ●レジメンコード ●レジメン名称 ●レジメン採用日 ●レジメン申請者 ●薬品（薬品マスターから呼び出しでき、注射薬だけでなく内服薬も登録できること） ●日ごとの施用量／施用単位（薬品マスターから呼び出し） ●1コース日数 ●標準コース数 ●診療科 ●メモ
3-3	登録されたレジメンのコピー機能があり、登録する際に利用できること。
3-4	レジメン設定が患者ごとに設定できること。
3-5	レジメン設定には、登録されたレジメン一覧を参照できること。
3-6	患者のレジメン歴を表示できること。
3-7	患者ごとのレジメンに沿った投薬、投与計画、主に休薬期間チェックが、適切に行われているかの確認のため、患者レジメン計画情報とオーダ依頼情報の比較ができること。
3-8	生涯投与量を超えた投薬が行われていないかの確認のため、患者生涯投与量の積算ができること。
3-9	患者ごとに過去／現在／未来のレジメンが確認できること。
3-10	一定の期間でレジメンのコース数の集計、印刷、CSV出力ができること。
3-11	ライセンス数は6以上とすること。
4	病棟作業報告システム
4-1	病棟薬剤業務実施加算をとるための病棟薬剤業務日誌の作成・入力・集計、データ保管できる機能を有すること。
4-2	厚生労働省が定める7つの業務区分、業務時間、業務詳細内容を、病棟の担当薬剤師毎に登録・管理する機能を有すること。
4-3	業務区分はより細分化することができ、その業務区分が厚生労働省の定める7つの業務区分に割り当てられる機能を有すること。また、厚生労働省の定める7つの業務区分に当たらない業務日誌用の区分も作成可能な機能を有すること。
4-4	算定要件を満たすまでの残り業務時間が自動計算され、病棟毎に確認できる機能を有すること。
4-5	業務内容の円グラフを表示でき、病棟薬剤業務と他の業務の比率を視覚的に比較できる機能を有すること。
4-6	病棟薬剤業務日誌は、厚労省指定様式30のフォーマットで出力及び印刷できる機能を有すること。
4-7	ライセンス数に上限がなく電子カルテ端末に相乗りが可能であること。
4-8	病棟薬剤業務日誌は、期間と病棟を指定して一括で印刷できる機能を有すること。
5	薬剤管理指導支援システム
5-1	<p>患者基本情報、入院情報、薬歴情報、鑑別情報、検査結果情報、指導情報を指定して、複合的に検索できる機能を有すること。</p> <p>また指定した検索条件はユーザー毎に保存し、検索条件を再利用する機能を有すること。</p>
5-2	<p>薬歴は、電子カルテからの処方オーダー及び注射オーダー、持参薬オーダーを取り込む機能を有すること。</p> <p>また、カレンダー形式で表示する機能を有し、そこから医療用医薬品添付文書情報及び画像情報を参照できること。</p>
5-3	患者情報（アレルギー、感染症情報、身体機能、体質等）をもとに、患者に指導すべき項目や内容をガイドンスデータベースとして搭載しており、記録へ引用する機能を有すること。
5-4	処方薬の効能効果・副作用・注意事項などの各種薬剤情報から、患者に指導すべき項目や内容を容易に把握できるガイドンスデータを搭載しており、指導記録へ引用する機能を有すること。なお、初回指導時に優先的に説明すべき項目（過敏症、低血糖の副作用情報等）や添付文書内に【警告】の記載がある医薬品については、優先的に指導すべき内容の把握ができる機能を有すること。
5-5	処方監査結果から薬剤のリスクや副作用の初期症状など、患者に指導すべき項目や内容を容易に把握できるガイドンスデータを搭載しており、指導記録へ引用する機能を有すること。
5-6	患者が訴える初期症状から疑われる重大な副作用が発現していないかを容易に把握でき、指導記録へ引用する機能を有すること。

5-7	検体検査結果から、肝障害、腎障害、電解質異常、血液障害、糖代謝異常、脂質代謝異常等の病態の有無を推定し、その病態に注意の必要な処方薬の確認が行える機能を有していること。さらにその内容を指導記録へ引用する機能を有すること。
5-8	投与中に検査が必要な医薬品について、検査実施期間や検査項目などを確認でき、記録へ引用する機能を有すること。
5-9	電子カルテ等、他システムに連携するために指導記録情報を出力する機能を有すること。
5-10	薬剤管理指導料ならびに麻薬管理指導加算、退院時薬剤情報管理指導料ならびに退院時薬剤情報連携加算を登録できる機能を有すること。なお特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対しては、該当の医薬品名を自動的に付加して登録できる機能を有すること。
5-11	電子カルテや医事システム等に連携するために算定情報を出力する機能を有すること。
5-12	医薬品名、本体記号・包装記号、会社マーク、当院処方歴、不特定薬品、OTC、サプリメントから持参薬を検索して鑑別登録できる機能を有すること。 また、GTINバーコードやjahis電子おくすり手帳フォーマット仕様書に基づいた2次元バーコードを読み取って鑑別登録できる機能を有すること。
5-13	持参薬鑑別時に、院内採用薬から代替薬表示する機能を有すること。 代替薬は、剤型、規格、成分の一致を判別し、候補薬として表示する機能を有すること。 なお、規格違いの場合、相当数（例：1mg1錠は、0.5mg2錠に相当）を表示する機能を有すること。
5-14	鑑別薬品の含有成分と含有量を表示できること。また、鑑別薬品が配合剤の場合、採用されている各単味製剤を自動で代替薬の候補として表示する機能を有すること。
5-15	抗精神病薬の場合は、クロルプロマジン換算値を表示する機能を有すること。
5-16	鑑別薬品がハイリスク薬、麻薬、向精神薬、医薬品投与年齢チェック、抗精神病薬、後発品、毒薬、劇薬、覚せい剤原剤、生物学的製剤、造影剤、溶解液付き、結核予防法適用、歯科特定製剤、非保険薬、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ剤、せん妄、褥瘡発症リスク薬、検査（CT）時に注意、検査（MR）時に注意に該当する薬品の場合、略字で表示する機能を有すること。またハイリスク薬の場合は、その薬効分類（抗悪性腫瘍剤等）も確認できる機能を有すること。
5-17	術前、術時、術後、手術既往歴に中止すべき薬品のデータベースを搭載しており、マークでお知らせする機能や中止情報の詳細を自動表示する機能を有すること。
5-18	当院処方歴から持参薬を登録する場合、調剤時後発品に切り替えられている場合を考慮して、剤型、規格、成分の一致を判別し、調剤時の後発品を登録する機能を有すること。
5-19	登録した持参薬と、登録時点の薬歴で処方監査チェックができる機能を有すること。また患者が使用しているOTC、サプリメントも含めたチェックができる機能を有すること。
5-20	電子カルテ等、他システムに連携するために持参薬鑑別情報を出力する機能を有すること。
5-21	台数は、サーバー1台とし、仮想サーバにインストールが可能であること。
6	薬品物品管理システム
6-1	病院内の各部門（1次部門・2次部門）での在庫状況をサポートできること。 1次部門（管理元）：在庫を管理する場所。 2次部門（出庫先）：在庫を管理しない消費場所。
6-2	使用箇所は当院の薬剤部と検査部で使用する事を想定しており、マスターについても分けて運用ができること。
6-3	管理対象は医薬品と試薬とすること。
6-4	薬の入出庫作業や価格管理作業を支援できること。
6-5	日々の発注がオンラインで行えること。
6-6	定点発注については、設定した定数を在庫数量が下回る薬品をピックアップできること。
6-7	入庫記録のリストを出力できること。 ●入庫リスト ●未入庫リスト
6-8	出庫関連リストは、以下リストを出力できること。 ●出庫記録のリスト

6-9	<p>棚卸関連帳票については、以下の帳票を出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●棚卸し調査表 ●対比表 ●棚卸し金額 <p>※棚卸調査表…バーコード付で出力されること。 ※対比表…システム在庫と棚卸在庫の差分を算出したもの。</p>
6-10	入庫の際に、試薬などバーコードが印字されていない製品については、システムから使用期限やロット番号を記載したラベルを発行できること。
6-11	バーコードリーダーは、コードレスで自由に持ち運びでき、GS-1バーコードの読み取りができること。
6-12	バーコードリーダーは、発注／入庫／出庫／棚卸 の処理に対応していること。
6-13	<p>出力帳票は、エクセルにて以下のような帳票出力に対応していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月度日次一覧 ●在庫リスト ●金額一覧 ●ランキング表 ●薬価差率 ●デットストック ●出納簿 ●年次リスト ●ABC分析
6-14	見積り管理機能については、最安値卸を自動選択し、決定した新価格を一括で変更できること。
6-15	マスタメンテナンスについては、原本（マザーマスタ）にて一括更新が可能であること。
6-16	帳票は、エクセル形式で出力されること。
6-17	台数は、サーバー1台とし、仮想サーバにインストールが可能であること。
7	医薬品情報検索システム
7-1	医薬品情報検索システムは、医薬品データベースを基に医薬品の各情報を検索・参照ができ、また調剤注射支援システム・服薬指導支援システムからの直接リンクでも、薬品情報の検索・参照ができるシステムであること。
7-2	病院機能評価（医薬品情報項目）を満たすシステムであること。
7-3	マスター、薬剤管理指導など全てのデータの登録者および修正者が明確になるよう、IDやパスワード管理し、登録者等の記録を残せること。
7-4	医薬品情報検索システムは、院内全体共有や院内情報一元管理ができ、電子カルテ側からも、薬剤部側からも、標準医薬品検索システムとして利用できること。
7-5	「薬剤記号」検索については、包装記号、識別記号の「部分一致」、「前方一致」、「完全一致」で検索でき、複数の候補入力ができ、and/or での検索条件が設定できること。
7-6	「採用区分」検索については、院内採用、非採用、試し使用、臨時使用、院外、採用区分不明、その他の非採用それぞれを選択し、検索できること。
7-7	アレルギー（発生）検索は、食品内外区分とアレルギー名称からアレルギーが検索表示され、アレルギーを指定することで複合検索が行え、“禁忌～その他注意”の記載のある医薬品が検索できること。
7-8	医薬品情報、院内情報、医薬品コメント中に記述されているキーワードに一致する文言から医薬品が検索できること。
7-9	<p>医薬品の検索結果画面は下記の項目が表示できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●採用区分 ●医薬品名称 ●製品画像 ●YJコード ●一般名 ●規格単位 ●薬効 ●剤型 ●薬価 ●製造会社 ●販売会社 ●本体記号 ●包装記号 ●色 ●割線 ●保管場所 など
7-10	<p>医薬品集を作成できること。医薬品集に収載する項目は、以下の情報が任意に選択できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●YJコード ●薬品名/商品名 ●一般名 ●院内薬品コード ●採用区分 ●剤型 ●薬価 ●先発品 ●後発品 ●規格 ●メーカー ●規制区分 ●ハイリスク ●ハイリスク(医薬品DB) ●長期投与日数 ●薬価収載日 ●経過措置日 ●採用開始日 ●採用終了日
7-11	医薬品の検索結果、添付文書情報が閲覧でき、文章内容はコピー & ペーストができ、印刷にも対応できること。
7-12	医薬品の検索結果、PDFによる添付文書の参照できること。